

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置および経過措置

(1) 適用期間

イ 適用期間は、平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までといたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 定額制供給の場合は、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(2) 燃料費調整

(1)に定める適用期間における、16（定額電灯）(4)もしくは19（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、18（臨時電灯）(1)ハもしくは23（臨時電力）(3)イの早収料金、17（従量電灯）(4)、18（臨時電灯）(2)ロもしくは19（公衆街路灯）(2)ロの最低料金および電力量料金、または20（業務用電力）(5)、21（低圧電力）(5)、22（高圧電力）(1)ホ、22（高圧電力）(2)ニ、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(3)、25（自家発補給電力）(1)ハ、25（自家発補給電力）(2)ハもしくは26（予備電力）(3)の電力量料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、各項の規定によらず、燃料費調整単価が(4)ロ(イ)により算定される場合は、(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(4)ロ(ロ)、(ハ)または(ニ)により算定される場合は、(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(3) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）

は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、37,700 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合

平均燃料価格は、37,700円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,700 \text{円} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成20年12月1日から平成21年2月28日までの期間	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間
平成21年1月1日から平成21年3月31日までの期間	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間
平成21年2月1日から平成21年4月30日までの期間	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間
平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間
平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間
平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間
平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間
平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間
平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間
平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ (1)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(1)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価の合計以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価の合計を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) - \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

ハ 特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		適用期間	特別措置の燃料費調整単価	経過措置の燃料費調整単価
電 灯 に つ き	40 ワ ット ま で の 1 灯 に つ き	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	6円36銭	1円49銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
電 灯	40 ワ ット を こ え 60 ワ ット ま だ の 1 灯 に つ き	平成21年4月の検針日から平成21 年5月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円24銭
		平成21年5月の検針日から平成21 年6月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円24銭
		平成21年6月の検針日から平成21 年7月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円24銭
		平成21年7月の検針日から平成21 年8月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円24銭
		平成21年8月の検針日から平成21 年9月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円24銭
		平成21年9月の検針日から平成21 年10月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円23銭
		平成21年10月の検針日から平成21 年11月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円23銭
		平成21年11月の検針日から平成21 年12月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円23銭
		平成21年12月の検針日から平成22 年1月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円23銭
		平成22年1月の検針日から平成22 年2月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円23銭
平成22年2月の検針日から平成22 年3月の検針日の前日までの期間	9 円 54 銭	2円23銭		

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
電 灯	60 ワ ット を こ え 100 ワ ット ま だ の 1 灯 に つ き	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
電 灯	100 ワ ット を こ え る 1 灯 に つ き 100 ワ ット ま で ご と に	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円73銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	15 円 90 銭	3円72銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
小型 機器	50 ボ ル ト ア ン ペ ア ま で の 1 機 器 に つ き	平成21年4月の検針日から平成21年 5月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円12銭
		平成21年5月の検針日から平成21年 6月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円12銭
		平成21年6月の検針日から平成21年 7月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成21年7月の検針日から平成21年 8月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成21年8月の検針日から平成21年 9月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成21年9月の検針日から平成21年 10月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成21年10月の検針日から平成21 年11月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成21年11月の検針日から平成21 年12月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成21年12月の検針日から平成22 年1月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成22年1月の検針日から平成22年 2月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭
		平成22年2月の検針日から平成22年 3月の検針日の前日までの期間	4 円 74 銭	1円11銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
小型 機器	50 ボ ルト ア ン ペ ア を こ え 100 ボ ルト ア ン ペ ア ま で の 1 機 器 に つ き	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円23銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円23銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円23銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円23銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円23銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円22銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円22銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円22銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円22銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円22銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	9 円 50 銭	2円22銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
小型 機器	100 ボルト アン ペア をこ える 1機 器に つき 100 ボルト アン ペア まで ごと に	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円23銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円23銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円23銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円23銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円23銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円22銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円22銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円22銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円22銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円22銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	9円50銭	2円22銭

b 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	適用期間	特別措置の燃料費調整単価	経過措置の燃料費調整単価
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭
平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	12 銭	3銭	

	適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	25銭	6銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭

	適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭
	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	25 銭	6銭

	適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭	

	適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでとすることに	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭
	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	2円56銭	60銭

c 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	適用期間	特別措置の燃料費調整単価	経過措置の燃料費調整単価
契約電力1キロワット1日につき	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	2円69銭	64銭
	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭
	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	2円69銭	63銭

	適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
契約電力 0.5 キロワ ットの 場合 1日 につき	平成21年4月の検針日から平成21年 5月の検針日の前日までの期間	1円34銭	32銭
	平成21年5月の検針日から平成21年 6月の検針日の前日までの期間	1円34銭	32銭
	平成21年6月の検針日から平成21年 7月の検針日の前日までの期間	1円34銭	32銭
	平成21年7月の検針日から平成21年 8月の検針日の前日までの期間	1円34銭	32銭
	平成21年8月の検針日から平成21年 9月の検針日の前日までの期間	1円34銭	32銭
	平成21年9月の検針日から平成21年 10月の検針日の前日までの期間	1円34銭	32銭
	平成21年10月の検針日から平成21 年11月の検針日の前日までの期間	1円34銭	31銭
	平成21年11月の検針日から平成21 年12月の検針日の前日までの期間	1円34銭	31銭
	平成21年12月の検針日から平成22 年1月の検針日の前日までの期間	1円34銭	31銭
	平成22年1月の検針日から平成22年 2月の検針日の前日までの期間	1円34銭	31銭
	平成22年2月の検針日から平成22年 3月の検針日の前日までの期間	1円34銭	31銭

(ロ) 従量制供給の場合

a 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		適用期間	特別措置の燃料費調整単価	経過措置の燃料費調整単価
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	4円09銭	96銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	4円09銭	95銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
電 力 量 料 金	上 記 を こ え る 1 キ ロ ワ ツ ト 時 に つ き	平成21年4月の検針日から平成21年 5月の検針日の前日までの期間	40 銭	10銭
		平成21年5月の検針日から平成21年 6月の検針日の前日までの期間	40 銭	10銭
		平成21年6月の検針日から平成21年 7月の検針日の前日までの期間	40 銭	10銭
		平成21年7月の検針日から平成21年 8月の検針日の前日までの期間	40 銭	10銭
		平成21年8月の検針日から平成21年 9月の検針日の前日までの期間	40 銭	10銭
		平成21年9月の検針日から平成21年 10月の検針日の前日までの期間	40 銭	10銭
		平成21年10月の検針日から平成21 年11月の検針日の前日までの期間	40 銭	9銭
		平成21年11月の検針日から平成21 年12月の検針日の前日までの期間	40 銭	9銭
		平成21年12月の検針日から平成22 年1月の検針日の前日までの期間	40 銭	9銭
		平成22年1月の検針日から平成22年 2月の検針日の前日までの期間	40 銭	9銭
		平成22年2月の検針日から平成22年 3月の検針日の前日までの期間	40 銭	9銭

b a 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		適用期間	特別措置の燃料費調整単価	経過措置の燃料費調整単価
1 キ ロ ワ ツ ト 時 に つ き	低 圧 で 供 給 を 受 け る 場 合	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間	40 銭	10 銭
		平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間	40 銭	10 銭
		平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間	40 銭	10 銭
		平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間	40 銭	10 銭
		平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間	40 銭	10 銭
		平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間	40 銭	10 銭
		平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間	40 銭	9 銭
		平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間	40 銭	9 銭
		平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間	40 銭	9 銭
		平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間	40 銭	9 銭
		平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間	40 銭	9 銭

		適用期間	特別措置の燃 料費調整単価	経過措置の燃 料費調整単価
1 キ ロ ワ ツ ト 時 に つ き	高 圧 で 供 給 を 受 け る 場 合	平成21年4月の検針日から平成21年 5月の検針日の前日までの期間	36 銭	10 銭
		平成21年5月の検針日から平成21年 6月の検針日の前日までの期間	36 銭	10 銭
		平成21年6月の検針日から平成21年 7月の検針日の前日までの期間	36 銭	10 銭
		平成21年7月の検針日から平成21年 8月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成21年8月の検針日から平成21年 9月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成21年9月の検針日から平成21年 10月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成21年10月の検針日から平成21 年11月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成21年11月の検針日から平成21 年12月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成21年12月の検針日から平成22 年1月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成22年1月の検針日から平成22年 2月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭
		平成22年2月の検針日から平成22年 3月の検針日の前日までの期間	36 銭	9 銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	40ワットまでの1灯につき	4円68銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7円02銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	11円70銭4厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	11円70銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円49銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円99銭2厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円99銭2厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	9 銭 5 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	18 銭 9 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	18 銭 9 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 88 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 88 銭 7 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 98 銭 2 厘
---------------------	--------------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	3 円 01 銭 4 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30 銭 1 厘

(ロ) (イ) 以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	30 銭 1 厘
	高圧で供給を受ける場合	29 銭 1 厘

(7) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(3)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、30（使用電力量等の計量）(4)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の早収料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、17（従量電灯）(4)にかかわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 早収料金は、各戸ごとに従量電灯を適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) 平成21年4月の検針日の前日までに使用される電気については、変更前の電気供給約款(平成20年10月29日届出。)および供給約款等以外の供給条件(平成20年10月31日認可。)により料金を算定するものといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準じて料金を算定するものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、(1)に準じて料金を算定するものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。